

締め切り迫る!! 令和7年度

個人宅向け防犯機器等購入費用助成の 申請期限は2月27日まで

期限まで間近となっています。申請を予定している方はお早めに手続きをしてください。

なお、本事業は、予算額に達した時点で本年度分を終了します。

■2月27日(消印有効)までに申し込みフォームまたは申請書(HPでダウンロード/区役所1階防災危機管理課窓口で配布)を郵送・直接問へ。

■防災危機管理課防災危機管理担当
☎(3546)5087



申し込みフォーム



詳しくは区HPへ

税理士記念日無料相談をご利用ください

税金の相談

「税理士記念日(2月23日)」に税金の無料相談を別表のとおり行います。税金についてお悩みの方、確定申告の仕方が分からない方など、ご利用ください。

■2月20日(金)

■当日、直接会場へ。

■東京税理士会日本橋支部

☎(3662)3979

東京税理士会京橋支部

☎(3553)1788

「にせ税理士」・

「にせ税理士法人」にご注意ください

税理士資格のない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。また、専門的な知識が欠けていることなどから依頼者が

不測の損害を被る恐れもあります。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

■東京税理士会

☎(3356)4476



▲税理士バッジ

別表

会 場	住 所	時 間	主 催
東京税理士会 日本橋支部事務局	日本橋人形町3-11-10 ホックク人形町ビル2階	午前10時～午後4時	東京税理士会 日本橋支部
ヤエチカメインアベニュー	八重洲2-1		
松屋銀座8階特設会場	銀座3-6-1	午前11時～午後4時45分	東京税理士会 京橋支部
銀座三越9階銀座テラス	銀座4-6-16	午前10時15分～午後4時15分	

ビル・マンションなどの管理者の皆さまへ

ウミネコの被害防止にご協力ください

日本橋地域を中心に生じていたウミネコの被害は、地域の皆様のご協力のもと、落ち着いている状況にあります。

しかし、隅田川や日本橋川、神田川へは依然として飛来しており、特に繁殖期(4～8月)になると群れで屋上などに巣を作り、産卵、繁殖して周囲に被害を及ぼす可能性があります。

具体的な被害

- ・一晩中鳴き声が響き、眠ることができない。
- ・フンが落ちてきて道路などが汚れる。
- ・フンや羽などで洗濯物が汚れるため干すことができない。

事前の対策が重要です!

ウミネコは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により保護されているため、むやみに捕獲したり、卵を採取したりすることが原則、禁止されています。そのため、巣が作られる前の対策が重要です。

ただし、巣が作られてしまった場合でも、巣に卵やひながいない状態であればご自身で撤去することが可能です。

■環境課生活環境係

☎(3546)5403

詳しくは区HPへ



▲ウミネコ飛来の様子



▲ウミネコ(成鳥)

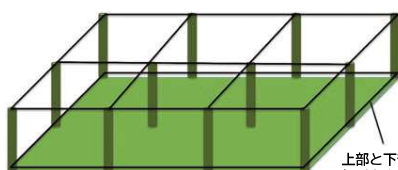


▲ウミネコの巣・卵

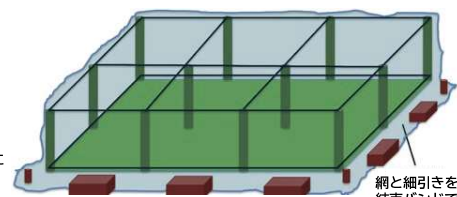
簡易的な防除網の設置方法



①防除網を設置したい箇所に園芸ポールなどを固定する(ブロックなどを用いる)。



②園芸パールの上部と下部にそれぞれ細引き(細い糸またはワイヤー)をかける。



③園芸ポールにかけたひもまたはワイヤーの上から防除網をかぶせ、結束バンドなどで固定する。

(東京都環境局資料を基に区で作成)